

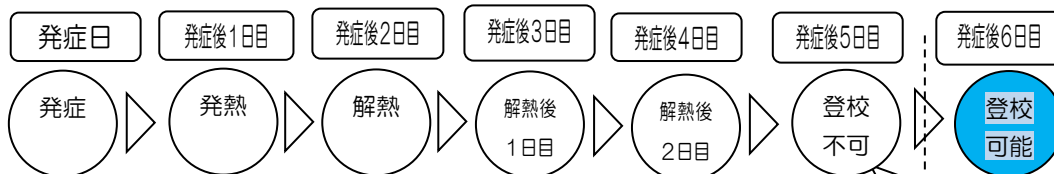
インフルエンザによる出席停止期間の基準について



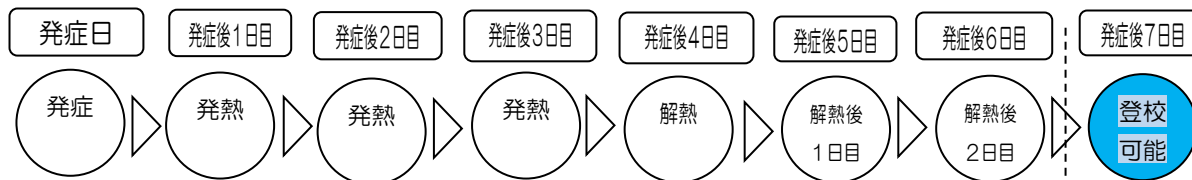
学校保健安全法施行規則第十九条 2012年4月1日改正

「インフルエンザを発症したあと5日を経過し、かつ、解熱(熱が下がった)後2日を経過するまで」です。

たとえば、発症後2日目に熱が下がった場合



たとえば、発症後4日目に熱が下がった場合



発症後5日目以内なので登校不可

※症状が出た日の翌日を第1日目と数えますが、医師によっては、熱が出た日を指して「発症」と診断する場合があります。なお、ご不明な点は学校にご相談ください。



お願い

抗ウイルス薬の服用によって、熱が早く下がるようになりました。熱が下がってもインフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは、一旦熱が下がっても、再び発熱することがあります。

熱が下がって元気なのに…と思われる場合もあると思いますが、出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことができます。

集団での流行拡大を防ぐために必要な対応ですので、ご理解とご協力をお願いします。